

議案第15号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、田園住居地域に係る用途地域における建築等許可申請手数料を定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表29の2の項、30の項、35の項、37の2の項、38の項、43の項及び50の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。